

## 回 覧

会員各位

平成30年10月10日  
片倉台自治会  
福祉委員会

### 「赤い羽根共同募金」のご協力のお願い

会員の皆様には日頃自治会活動にご協力いただきまして有難うございます。  
さて、共同募金八王子地区協力会・八王子市社会福祉協議会より「赤い羽根共同募金」(別紙参照)の要請がまいりましたので、下記要領で募金を行いたいと思います。ご協力いただきました募金は、東京都共同募金会を通して身近な福祉に役立てられます。主旨をご理解の上多くの方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 募金期間 10月10日(水)～12月1日(土)  
(片倉台自治会での募金期間です)
2. 募金方法 ①別添付の「平成30年度赤い羽根共同募金伝票」に金額・氏名・住所を記入の上、2枚目が納入袋になっていますので、そこに募金を入れて下さい。  
②「平成30年度赤い羽根共同募金伝票」を自治会事務員に 手渡しでお届け下さい。  
(自治会館は平日10:00～16:00、土曜10:00～13:00です)

☆「平成30年度赤い羽根共同募金伝票」は自治会にも予備があります。

☆領収書を発行しますのでお受け取り下さい。

なお「赤い羽根」は街頭においてのみの寄付済みの証となっております。

#### \* 共同募金の羽根はなぜ赤いの？

昔、アメリカやイギリスで、赤い羽根が「良い行いや勇気の印」とされていて、アメリカが共同募金に赤い羽根を使い、日本もそれにのらったから。